

令和7年度・令和8年度

高島平緑地（高島平九丁目地区）

トライアル・サウンディング実施要領

板橋区 土木部 みどりと公園課

2026年（令和8年）1月

## 1 トライアル・サウンディングとは

板橋区では、令和6年度に策定した高島平緑地再整備方針の実現に向け、高島平緑地のうち高島平九丁目地区（以下「九丁目地区」という。）を対象に、民間事業者や地域の方が「活用」し「共存」できる高島平緑地の再整備計画を令和8年度に策定する予定としています。

本トライアル・サウンディングは、九丁目地区の活用ならびに民間活力導入の可能性や課題等を検証し、今後の再整備計画の策定や利活用の検討に活かすことを目的に実施します。

トライアル・サウンディングは、民間事業者や地域の方々の「やってみたい！」という声を実際に試すことができる仕組みでもあります。高島平緑地という公共の場を、一定期間“おためし”で利用しながら、地域の新しい魅力や楽しみ方を、民間事業者、地域の方、区民団体などみんなで探していくたいと考えています。民間事業者の方には、地域の方と直接ふれあい、区と対話をして頂きながら、社会的価値と事業性を両立するチャレンジを後押しいたします。

例えば、農体験の提供、子どもたちの遊び場づくり、マルシェ、音楽イベント、アート活動、オープンカフェ、モビリティやロボティクスの活用等…。アイデアを区や地域の仲間と一緒に形にしてみることで、暮らしをもっと豊かにするきっかけをつくります。

なお、事務局は皆様がより実施しやすい環境（事前相談による企画の立案支援や備品の貸出しなど）をつくり、多くのアイデアが実現するための伴走支援（詳細4 伴走支援）をおこなってまいります。

## 2 九丁目地区で実施する目的

板橋区は、令和6年度、高島平の自慢となる「みどり豊かな居場所」の実現に向けて「高島平緑地再整備方針」を定め、右図に示す3つの再整備の柱や居場所づくりなどを定めています（詳細は高島平緑地再整備方針参照）。

高島平緑地再整備方針に定めた居場所を実現するために、社会実験やトライアル・サウンディングを通じて、緑地の「活用」を探りながら、地域の自発的な活



動が生まれる空間づくりや再整備手法を検討します。そして、地域の声を大切にしながら、自ら育んでいく「人とみどりの共存」を実現し、地域の魅力向上に貢献することをめざします。

現在、高島平地域では様々なまちづくりが進行していますが、九丁目地区は、それらの影響が比較的少なく、また、高島平緑地の中では南北方向の幅員が広く活用しやすい環境であることから、先行して「高島平の自慢となるみどり豊かな居場所」の実現に向けて動き出すこととしました。この度のトライアル・サウンディングは、次のことを目的に実施します。

- (1) 九丁目地区の新たな魅力や活用可能性を発掘する
- (2) 地域で活躍する担い手や民間事業者等と出会う
- (3) 地域に関わり、新たなチャレンジをしたい人に場を提供する
- (4) 活用者同士がつながる機会をつくる
- (5) 居場所づくり・地域コミュニティ形成などの検証を行う

### 3 募集内容

九丁目地区において、以下の内容を1つ以上含む高島平緑地の活用（実施）案を募集します。これら以外の内容でも、必要と認められれば実施できます。ただし、公共の場を活用した取組みであることを踏まえ、不快な思いをする方がないよう、企画内容に十分ご配慮頂きますようお願いします。

- (1) アート
- (2) 音楽・映画・演劇
- (3) 飲食
- (4) 緑地の新たな活用に資する取組み
- (5) 緑地の維持管理に資する取組み
- (6) 子どもの遊びや体験（プレイパークや自然体験、絵本を用いた活動など）
- (7) 地域の方の居場所となる取組み
- (8) 農・園芸体験やそれらに関する取組み
- (9) スマートシティ（DX・ロボティクス・モビリティ等）に繋がる取組み
- (10) (1)～(9)に類するもの

### 4 伴走支援

本トライアル・サインディングでは、運営事務局によるご提案者様への伴走支援をおこないます。具体的には以下の内容となります。

- ・費用の減免（土地代・使用料・水光熱費） ※水等大量に使用する場合は別途相談
- ・備品等の貸出し（テーブルや椅子、テント、その他運営上必要なもの等）
- ・企画や申請書記入支援（申請書における不明な点や書きづらい場所のサポート、企画のブラッシュアップ等）

- ・駐在者による実施日当日の支援（必要時の調整や安全管理、緊急対応等）

## 5 対象地

名 称	高島平緑地（高島平九丁目地区）
所 在 地	高島平九丁目1番地内、高島平八丁目1番地内
面 積	17, 560m <sup>2</sup>
公 園 種 別	緑地
公 園 施 設 等	植栽、広場、トイレ、遊具（すべり台）、ベンチ、水飲み場、駐輪場 ※実験的な畳もあります。
ア ク セ ス 等	都営三田線「西台駅」徒歩2分 都営三田線「高島平駅」徒歩10分



※赤の枠内が対象地です。

## 6 募集対象と応募条件

募集は「民間事業者枠」と「地域団体・個人枠」の2区分で行い、特性に応じて審査します。より多くの方にご利用頂けるように、事務局が伴走支援（詳細4伴走支援）を行いますので、積極的にご応募ください。

- 民間事業者 : 実現性・安全性・事業性／継続性・区方針との適合
- 地域団体・個人 : 実現性・安全性・地域貢献・参加の開放性

### 【募集対象】

- ・民間事業者
- ・区民及び区民団体（サークルなども含みます）
- ・NPO・地域団体
- ・学校及び教育機関
- ・スタートアップ企業や団体

なお、グループで応募する場合には、利用申請時にグループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。

また、以下の応募条件を満たすこととします。

- ・政治的又は宗教的活動を目的としないこと
- ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等でないこと
- ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なう活動でないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動でないこと
- ・公序良俗に反し、又は反社会的な活動でないこと
- ・関係法令（食品衛生法、消防法等）を遵守できること

・その他、区が本事業との関連性が低いと判断する行為でないこと  
応募に関しては、以下の留意事項を踏まえて応募してください。応募方法については、後述「8 応募方法」に記載しております。

ア 応募に係る費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い及び特許権等

(ア) 提出書類の著作権は、応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 応募者の提出書類については、当該申請に係る暫定利用の審査及びモニタリング等、本トライアル・サウンディングの運用に必要な目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。

(ウ) 応募内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

ウ 法令等の遵守

応募者は、応募するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定利用における法令適合のリスクを負うこととします。なお、食品衛生法や消防法等につきましては、ご利用される団体や個人の方、当人から都度関係期間に相談・申請することが必要となりますのでご注意ください。

## 7 スケジュール

日 程	内 容
2026年（令和8年）1月6日	実施要領の公表
2026年（令和8年）1月12日から 2026年（令和8年）12月31日まで	・随時受付・面談（事前相談あり） ・トライアル・サウンディング募集開始 ・暫定利用の開始

※区や関係団体の事業を実施する場合やその他管理の都合上、利用できない日があります。

※利用可能日や他団体等が実施するトライアル・サウンディングの内容は「高島平緑地トライアル・サウンディングカレンダー」にて随時公開します。

## 8 応募方法

トライアル・サウンディングの流れは以下の表となります。

1	事前相談 現地調査	以下の申込フォームまたは電話でお申込みください。 <a href="https://forms.gle/2SwqQPaTArYiP9Lu9">https://forms.gle/2SwqQPaTArYiP9Lu9</a>
2	応募受付	暫定利用を希望する皆様からの提案を受け付けます。提案時は、以下の書類をメールで提出してください。 ・トライアル・サウンディング利用申請書
3	審査・選定	提案内容を区で審査します。
4	許可申請	選定された事業については、みどりと公園課に必要な書類を提出し、実施の許可を受けてください。
5	暫定利用	許可を受けた事業を実施して頂きます。
6	実績報告提出	実績報告に記載していただく内容は、事業内容に応じて区で決定します。
7	ヒアリング	必要に応じ、実績報告の内容等に対するヒアリングにご協力をお願いすることがあります。

トライアル・サウンディング利用申請書の提出方法は、メールとなります。メールが送れない等の事情がある場合は、対応致しますのでご相談下さい。

## 9 暫定利用の要件等

### (1) 暫定利用の内容

- 暫定利用の内容は、次のいずれも満たすこととします。
- ア 区民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること
  - イ 原則として、本区の財政負担を伴わないものであること
  - ウ 「3 募集内容」に掲載している内容を1以上含むものであること
  - エ 高島平緑地再整備方針における今後の継続的な事業展開につながるものであること

### (2) 暫定利用期間

暫定利用期間は、原則として1日以上、30日以内とします。実施期間の延長や2回目以降の暫定利用については、提案内容や他の利用申請の状況に応じて判断することとします。

### (3) 暫定利用時間

暫定利用ができる時間帯は、午前9時から午後5時までを標準とします。こ

れ以外の時間帯での使用については、提案の内容により、当該時間帯で実施する必要性や近隣への影響等を勘案して判断をすることとします。

(4) 暫定利用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定利用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定利用する者の負担とします。

イ リスク分担等

暫定利用に伴い発生するリスクは暫定利用する者が負うものとし、暫定利用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定利用後は、現状に復旧してください。

(5) 利用者に期待すること

ア 利用によって得た結果や知見を、今後の高島平緑地再整備策定に資する形でフィードバックされることを期待しています。

イ 九丁目地区のトライアル・サウンディングに参画していることや、利用した場所の魅力などSNSなどを使って広く発信し、この取組みを盛り上げて頂くことを期待しています。

ウ 公園利用者にとってプラスとなる企画を期待しています。

## 10 暫定利用の開始等

(1) 暫定利用の開始

ア 提案承認を経て公園利用の許可等を受けた者は、申請書類に記載した内容に基づいて利用を開始することができます。このとき、利用に係る条件が付された場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定利用期間中は、区が交付した通知書等の書面を携行し、本区職員から提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 暫定利用の中止

申請内容に反する行為や本トライアル・サウンディングの目的から逸脱した行為があった場合や、災害対応等により本区が暫定利用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合には、暫定利用を中止することができます。

### (3) 使用料等

暫定利用に係る使用料は原則として免除します。ただし、暫定利用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。

## 11 モニタリング・ヒアリング及び報告等

### (1) モニタリング・ヒアリング

暫定利用する者は、暫定利用期間中に本区が実施するモニタリング・ヒアリング調査について協力することとします。

### (2) 報告等

暫定利用する者は、暫定利用期間が満了した後、本区に対して実績報告書を提出するとともに、本区がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします

なお、区では、令和9年度以降に九丁目地区への公民連携手法の導入を検討しております。現時点では、本トライアル・サウンディングの利用者への公民連携事業へのインセンティブは設けておりませんが、将来的に評価対象とする可能性があります。予めご了承の上、応募・実施してください。

## 12 お問い合わせ先・申込先

トライアル・サウンディング事務局 共同企業体Green Place Design  
電話 : 080-6709-2403 担当：若尾  
メールアドレス : greenplacedesign\_jv@oriconsul.com

### 【高島平緑地再整備全般に係るお問合せ】

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所南館 5階 23番窓口  
土木部 みどりと公園課公園整備調整係  
電話 : 03-3579-2289  
FAX : 03-3579-2547